

指定通所介護・介護予防通所介護重要事項説明書

当事業所は、ご利用者様に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと等を説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人第四善隣館 |
| (2) 法人所在地 | 石川県金沢市泉野町1丁目1番25号 |
| (3) 電話番号 | 076-241-3316 |
| (4) 代表者氏名 | 室山正英 |
| (5) 設立年月日 | 昭和13年6月8日 |

2 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所 平成11年11月1日指定
介護保険事業所番号 1770100178 |
| (2) 事業所の目的 | 要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供する。 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンターさくら苑 |
| (4) 事業所の所在地 | 石川県金沢市泉野町1丁目1番25号 |
| (5) 電話番号 | 076-241-1477 |
| (6) 管理者氏名 | 中村均 |
| (7) 当事業所の運営方針 | <p>① 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。</p> <p>② 在宅介護における、ご家族の介護の支援・負担の軽減に努め、ご利用者様の生活の支援を行う。</p> <p>③ ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。</p> |
| (8) 開設年月日 | 平成2年6月5日 |
| (9) 利用定員 | 23名 |

3 事業実施地域及び営業日・営業時間

通常の事業の実施地域	金 沢 市
営 業 日	月曜日から土曜日 (8月15日、12月29日～1月3日、日曜日、は休業)
営 業 時 間	午前9時00分から午後4時30分まで

4 従業者の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対する通所介護サービスを提供するため、次の職種の従業者を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管理者	1		
生活相談員（兼務）	3		介護福祉士
看護職員（兼務）		3	機能訓練指導員
介護職員（兼務）	3	7	介護福祉士
機能訓練指導員（兼務）		3	看護職員
運転手		2	
事務職員	1		

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から支給されます。

<サービスの内容>

当事業所では、次のような内容のサービスを行っています。

① 生活指導（相談援助）

在宅介護におけるご家族介護の支援・負担の軽減に努め、ご利用者様の生活の支援を行う。

② 機能訓練（日常動作訓練）

ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

③ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）

当事業所利用時の安全に努め、移動及び排泄等の介助・見守りを実施します。

④ 健康状態の確認

当事業所利用時、看護師による健康チェックを行います。

（血圧・脈・体温測定・その他一般状態の観察）

⑤ 送 迎

ご利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑥ 入 浴

入浴または清拭を行います。

身体状況に応じて一般浴とリフト入浴を利用させていただきます。

<サービスの利用料金（１日当たり）>

下記の料金表によって、契約者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

通所介護（１日当たり）

（１単位：１０．１４円）

要介護度	利用負担		加 算	
	７時間以上 ８時間未満	６時間以上 ７時間未満	入 浴	サービス提供 体制強化(Ⅰ)
１	６５８単位	５８４単位	４０単位／回	２２単位／回
２	７７７単位	６８９単位		
３	９００単位	７９６単位		
４	１，０２３単位	９０１単位		
５	１，１４８単位	１，００８単位		

※個別機能訓練加算（Ⅰ）イ５６単位／日、（Ⅱ）２０単位／月

介護予防通所介護（１ヵ月当たり）（１単位：１０．１４円）

要支援度	利用負担	加 算
		サービス提供体制強化(Ⅰ)
１	１，７９８単位	８８単位／月
２	３，６２１単位	１７６単位／月

※通所介護、介護予防通所介護共通

・科学的介護推進体制加算４０単位／月

- ★ ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けたのち、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
 - ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。
 - ★ 地域区分変更による上乗せ割合 7 級地（3 %、10.14）を適用いたします。
 - ★ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）9.2 %をご負担していただきます。
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス
- 以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります。
- ＜サービスの概要と利用料金＞
- ① 食事の材料の提供（食材料費）
ご利用者様に提供する食事の材料に係る費用です。
料金：1 食あたり 700 円
 - ② 日常生活上必要となる生活用品
必要な日常生活用品は各自持参して下さい。
- (3) 利用料金のお支払い方法
- 前記(1)、(2)の料金・費用は、1 ヶ月毎に計算し、銀行引き落としの方法と、現金払いの方法がありますが、一括払いとします。
- (4) 利用の中止、変更、追加
- 利用予定日の前に、ご利用者様の都合による通所介護サービスの利用を中止、または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に出して下さい。
 - サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期日をご利用者様に提示して協議します。

6 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

7 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 不破由起子
虐待防止に関する担当者	主任 田向 裕美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成しています。
- (7) サービス提供中に、当事業所従業者または養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

8 人権の尊重について

ご利用者様がどのような状況にあっても人としての尊厳を守り、人権を尊重します。常に職員一同、人権尊重のための研修等努力します。

9 身体拘束の適正化について

当指定事業所は、サービスの提供にあたっては、ご利用者様またはご利用者様のご家族様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 事故発生時の対応について

- (1) 事業所においてご利用者様に対する通所介護を実施中、事故が発生した場合は、保険者、当該ご利用者様のご家族様、管理者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、ご利用者様に対する通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行ないます。ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、事業者は損害賠償責任を負いません。
- （在宅福祉サービス総合補償に加入しています。）

11 自然災害発生時の対応について

- (1) サービス提供中に、地震、津波、台風、水害、土砂崩れ等、大きな自然災害が発生し、サービスの継続が困難となり、ご利用者様の安全の確保やご家族への連絡状況等を踏まえ、ご帰宅が危険と判断される場合には、金沢市の拠点避難所である金沢市立

泉野小学校へ送迎し、金沢市、当該ご利用者様のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- (2) サービス提供外の時間帯に、地震、津波、台風、水害、土砂崩れ等、大きな自然災害が発生し、サービスの提供が困難となった場合には、速やかに金沢市、当該利用者様のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

12 相談・苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、下記の専用窓口で受け付けます。

※ 苦情受付窓口

担 当 者	管 理 者	中村 均
	生活相談員	不破由起子・田向裕美・藤澤穂乃美
	第三者委員	松本ひとみ・土屋順子
電 話 番 号 0 7 6 - 2 4 1 - 1 4 7 7		
F A X 0 7 6 - 2 4 1 - 3 3 1 6		

※ 上記当事業所窓口以外の、下記の窓口でもご相談・苦情等受付けています。

金沢市福祉健康局介護保険課	金沢市広阪1丁目1番1号 電話番号 0 7 6 - 2 2 0 - 2 2 6 4 F A X 0 7 6 - 2 2 0 - 2 5 5 9
石川県国民健康保険団体連合会	金沢市幸町12番1号 電話番号 0 7 6 - 2 3 1 - 1 1 1 0 F A X 0 7 6 - 2 3 1 - 1 6 0 1
石川県福祉サービス運営適正化委員会	金沢市本多町3丁目1番10号 電話番号 0 7 6 - 2 3 4 - 2 5 5 6 F A X 0 7 6 - 2 3 4 - 2 5 5 8

13 業務継続計画の策定

- ① 感染症や自然災害の発生時において、ご利用者様に対する通所介護の提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

14 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所は、実施しておりません。

令和 年 月 日

指定通所介護・介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター さ く ら 苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者様 住所 _____

氏名 _____ 印

代 理 人 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄) _____